

**大阪府立高等学校等体育施設(運動場・体育館)開放使用者心得**  
**(令和4年10月21日以降当面の間)**

開放施設の使用を認められた団体は、いつもの使用者心得に加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、次の事項を厳守してください。この使用者心得に違反した場合は使用禁止とすることがあります。

- 1 以下の事項に該当する場合は、参加を見合わせるよう事前に周知を行うこと。
    - ・体調が良くない場合(例:発熱、咳、咽頭痛などの諸症状)
    - ・同居家族や身近な知人に感染の疑われる人がいる場合
  - 2 マスクの着用については、厚生労働省 HP「マスクの着用について」を参照してください。
  - 3 こまめな手洗い、手指消毒を実施すること。
  - 4 他の関係者との距離を確保すること。
  - 5 参加者が触れたと考えられる箇所(トイレのドアの取手やスイッチ、トンボ等)においては、活動終了後、消毒を行うこと。(消毒液・消毒剤については使用団体にて準備すること)
  - 6 声援など大きな発声は控えること。
  - 7 体育館の利用にあたっては、扉を開けて換気を実施すること。
  - 8 利用中に飲食をする場合は、会話は控える、向かい合わないなどの対策をすること。
  - 9 団体及びグループの代表者の方は、利用者全員の氏名、連絡先及び住所を把握し、連絡が取れる体制を整えておくこと。また、連絡体制を整えることが難しい時には大阪府が実施する大阪コロナ追跡システムを利用すること。  
大阪コロナ追跡システムについて  
[http://www.pref.osaka.lg.jp/smart\\_somu/osaka\\_qr/index.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/osaka_qr/index.html)
  - 10 その他、学校からの感染防止に関する措置がある場合にはそれを遵守すること。
- ※1 開放日から2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した参加者が確認された場合には速やかに各市町における「府立学校体育施設開放事業」担当課に報告を行い、以降の活動については保健所の指示に従ってください。
- ※2 学校の臨時休業や行事日の変更により、急遽利用を中止いただくことがあります。ご了承ください。(あらかじめ各校のHP等をご確認ください。)